

# 令和5年における入管法違反事件について

## 1 入管法違反事件

### (1) 概況〔別表1〕

令和5年中に、全国の地方出入国在留管理官署が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は1万8,198人で、令和4年と比較して7,898人増加した。

（注）出国命令手続とは、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、収容しないまま簡易な手続により出国させる制度である。

違反事由別 入管法違反事件の推移

年 違反事由	令和3年	令和4年	令和5年
総数	18,012	10,300	18,198
不法入国	182	176	168
不法上陸	50	69	172
資格外活動	37	44	175
不法残留 (うち出国命令)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)
刑罰法令違反	574	527	422
その他	531	347	312

（注）違反事由が2以上ある場合は、主たる違反事由による。

### (2) 摘発箇所

全国の地方出入国在留管理官署が実施した摘発の箇所数は1,344か所で、令和4年と比較して824か所増加した。

摘発箇所数の推移

年 摘発先別	令和3年	令和4年	令和5年
総数	167	520	1,344
稼働先	30	136	245
居室	105	280	724
その他(路上等)	32	104	375

### (3) 国籍・地域別

退去強制手続等を執った外国人の国籍・地域は、95か国・地域であり、ベトナムが6,953人と最も多く、入管法違反者全体の38.2パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、タイ、中国（「香港・その他」を除く。以下同じ。）、カンボジア、インドネシアの順となっており、これら5か国で全体の77.7パーセントを占めた。

### 国籍・地域別 入管法違反事件の推移

年 国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	18,012 (12,979)	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)
ベトナム	9,668 (7,288)	3,568 (2,922)	6,953 (5,667)
タイ	1,064 (536)	868 (430)	3,171 (1,486)
中国	2,915 (2,055)	1,967 (1,289)	2,059 (1,313)
カンボジア	111 (77)	297 (203)	1,033 (702)
インドネシア	728 (585)	585 (480)	920 (745)
フィリピン	804 (393)	785 (377)	914 (464)
スリランカ	274 (230)	277 (238)	483 (441)
トルコ	408 (283)	270 (176)	391 (300)
ネパール	499 (357)	289 (210)	384 (295)
ブラジル	216 (177)	213 (174)	261 (181)
その他	1,325 (998)	1,181 (882)	1,629 (1,285)

(注1) ( )内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和5年を基準としたものである。

#### (4) 在留資格別〔別表2〕

在留資格別では、最終在留資格が「短期滞在」であった者が7,616人と最も多く、次いで「技能実習」、「特定活動」、「留学」、「定住者」の順となっており、これら5つの在留資格で入管法違反者全体の87.4パーセントを占めた。

#### 在留資格別 入管法違反事件の推移

年 在留資格別	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	18,012 (12,979)	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)
短期滞在	3,879 (2,478)	3,019 (1,976)	7,616 (4,807)
技能実習	6,165 (4,513)	2,406 (1,903)	3,746 (2,999)
特定活動	3,047 (2,233)	1,943 (1,438)	3,383 (2,651)
留 学	2,496 (2,056)	751 (617)	783 (635)
定 住 者	287 (222)	339 (242)	369 (245)
その他	2,138 (1,477)	1,842 (1,205)	2,301 (1,542)

(注1) ( )内は、男性で内数である。

(注2) 在留資格は、入管法違反者の最終の在留資格である。

(注3) 「技能実習」は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」を合算したものである。

(注4) 在留資格別順位は、令和5年を基準としたものである。

## 2 不法就労事件

### (1) 概況〔別表3〕

退去強制手続等を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は1万2,384人で、入管法違反者全体の68.1パーセントを占めた。

国籍・地域別 不法就労事件の推移

年 国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	13,255 (9,634)	6,355 (4,664)	12,384 (8,928)
ベトナム	7,845 (5,893)	2,522 (2,101)	5,530 (4,608)
タイ	975 (513)	751 (392)	2,691 (1,332)
中国	2,425 (1,745)	1,360 (909)	1,315 (844)
インドネシア	678 (555)	535 (451)	829 (687)
カンボジア	66 (52)	142 (113)	671 (486)
フィリピン	480 (264)	442 (232)	495 (272)
ネパール	176 (138)	103 (78)	228 (172)
スリランカ	98 (96)	93 (92)	176 (171)
韓国	118 (42)	91 (40)	90 (48)
ウズベキスタン	68 (68)	48 (47)	60 (60)
その他	326 (268)	268 (209)	299 (248)

(注1) ( )内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和5年を基準としたものである。

### (2) 不法就労者の特徴

#### ア 国籍・地域

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心に35か国・地域であり、ベトナムが5,530人と最も多く、不法就労者全体の44.7パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、タイ、中国、インドネシア、カンボジアの順となっており、これら5か国で全体の89.1パーセントを占めた。

#### イ 性別・年齢〔別表4〕

男女別では、男性が8,928人で不法就労者全体の72.1パーセント、女性が3,456人で同27.9パーセントであった。

年齢別では、20歳代が4,896人と最も多く、不法就労者全体の39.5パーセントを占め、次いで30歳代が4,805人で同38.8パーセント、40歳代

が1, 876人で同15.1パーセントを占めた。

#### ウ 就労期間〔別表5、6〕

就労期間別では、6月以下の者が6,025人で不法就労者全体の48.7パーセントを占め、次いで、6月超1年以下の者が2,191人で同17.7パーセントを占めた。

#### エ 稼働場所（都道府県）〔別表7〕

稼働場所（都道府県）別では、茨城県の2,748人を最多に、関東地区1都6県（東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県及び栃木県）で8,983人となり、同地区が不法就労者全体の72.5パーセントを占め、次いで、中部地区9県（愛知県、静岡県、岐阜県、長野県、富山県、山梨県、福井県、新潟県及び石川県）で1,662人となり、不法就労者全体の13.4パーセントを占め、これら2つの地区で不法就労者全体の86.0パーセントを占めた。

#### オ 就労内容〔別表8〕

就労内容別では、男性は「建設作業員」が3,126人と最も多く、次いで「農業従事者」が2,290人、「その他の労務作業員」が1,346人の順となった。

女性は「農業従事者」が1,776人と最も多く、次いで「工員」が559人、「飲食関連以外のサービス業従事者」が239人の順となった。

#### カ 就労内容別の稼働場所（都道府県）〔別表9〕

稼働場所上位の都道府県における就労内容の特徴として、茨城県は農業従事者の割合が他の地域よりも高く、同県の不法就労者の71.8パーセントに当たる1,973人が農業従事者であった。

#### キ 国籍・地域別の稼働場所（都道府県）〔別表10〕

稼働場所上位の都道府県における国籍・地域別の特徴は令和4年と同様に、ベトナムは特定の地域・都道府県に集中することなく、分散していた一方で、中国は関東地区に、タイは関東地区の中でもとりわけ茨城県及び千葉県に多く確認された。

#### ク 報酬（日額）〔別表11、12〕

報酬日額（月給、時給等については日額に換算したもの。）別では、「5千円超7千円以下」が5,602人と最も多く、次いで「7千円超1万円以下」が3,806人、「3千円超5千円以下」が1,899人の順となった。

### 3 被送還者

#### （1）概況

令和5年中に、全国の地方出入国在留管理官署が退去強制した外国人は8,024人で、令和4年と比較して3,229人増加した。

#### （2）国籍・地域別

退去強制した外国人の国籍・地域は77か国・地域であり、ベトナムが3,513人と最も多く、被送還者全体の43.8パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、中国、タイ、インドネシア、フィリピンの順となっており、これら5か国で全体の78.3パーセントを占めた。

### 国籍・地域別 被送還者の推移

年 国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	4, 1 2 2 (3, 2 6 4)	4, 7 9 5 (3, 8 0 6)	8, 0 2 4 (6, 3 0 3)
ベ ト ナ ム	1, 7 8 1 (1, 5 1 0)	2, 0 1 4 (1, 7 3 9)	3, 5 1 3 (3, 0 3 2)
中 国	8 3 2 (6 4 4)	7 8 4 (5 7 4)	1, 0 4 1 (7 7 6)
タ イ	2 2 4 (1 2 7)	4 4 8 (2 5 2)	8 9 7 (4 8 0)
インドネシア	1 9 1 (1 5 8)	2 3 8 (1 9 9)	4 1 8 (3 5 1)
フィリピン	2 1 4 (1 2 8)	3 2 1 (2 0 9)	4 1 0 (2 3 8)
カンボジア	3 5 (2 4)	8 6 (6 8)	3 4 9 (2 6 3)
ネ パ ール	1 7 0 (1 2 3)	1 7 2 (1 3 6)	2 2 2 (1 7 1)
スリランカ	1 0 3 (9 1)	1 2 2 (1 1 3)	1 9 5 (1 8 6)
ト ル コ	8 7 (5 8)	7 7 (6 8)	1 9 0 (1 4 7)
ウズベキスタン	3 2 (3 2)	4 8 (4 7)	9 0 (8 8)
そ の 他	4 5 3 (3 6 9)	4 8 5 (4 0 1)	6 9 9 (5 7 1)

(注1) ( ) 内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和5年を基準としたものである。

## 4 被退令仮放免者

### (1) 概況

仮放免は、健康上の理由で治療が必要な場合、あるいは難民認定申請や行政訴訟の提起等の事情により速やかな送還の見込みが立たないような場合など人道上の配慮が必要と判断される者に対して、就労の禁止や行動範囲の制限などの条件を付して認めるものである。

令和5年末現在、退去強制令書の発付を受けた後に仮放免されている者（以下「被退令仮放免者」という。）は2, 9 2 9人で、令和4年末と比較して4 6 2人減少した。

### (2) 国籍・地域別

被退令仮放免者の国籍・地域は7 2か国・地域であり、トルコが7 3 8人と最も多く、被退令仮放免者全体の2 5. 2パーセントを占めた。

また、トルコに次いで、イラン、スリランカ、フィリピン、パキスタンの順となっており、これら上位5か国で全体の5 6. 2パーセントを占めた。

国籍・地域別 被退令仮放免者の推移

国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年
総数	4,174 (3,358)	3,391 (2,645)	2,929 (2,329)
トルコ	458 (365)	650 (472)	738 (523)
イラン	276 (269)	267 (259)	275 (269)
スリランカ	237 (216)	251 (227)	268 (235)
フィリピン	363 (214)	271 (137)	189 (89)
パキスタン	156 (154)	162 (157)	175 (170)
中国	488 (378)	470 (334)	160 (89)
ナイジェリア	155 (147)	156 (148)	143 (138)
ブラジル	125 (115)	129 (110)	130 (113)
バングラデシュ	95 (89)	105 (97)	116 (110)
ペルー	98 (74)	95 (72)	81 (65)
その他	1,723 (1,337)	835 (632)	654 (528)

(注1) ( )内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和5年末現在を基準としたものである。

## 別 表 目 次

- 1 入管法違反事件の推移
- 2 在留資格別・入管法違反事件の推移
- 3 不法就労者数の推移
- 4 不法就労者の年齢別構成
- 5 不法就労者の就労期間別構成
- 6 不法就労者の就労期間別推移
- 7 不法就労者の稼働場所別構成
- 8 不法就労者の就労内容別構成
- 9 不法就労者の就労内容別の稼働場所構成
- 10 不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成
- 11 不法就労者の報酬(日額)別構成
- 12 不法就労者の報酬(日額)別推移

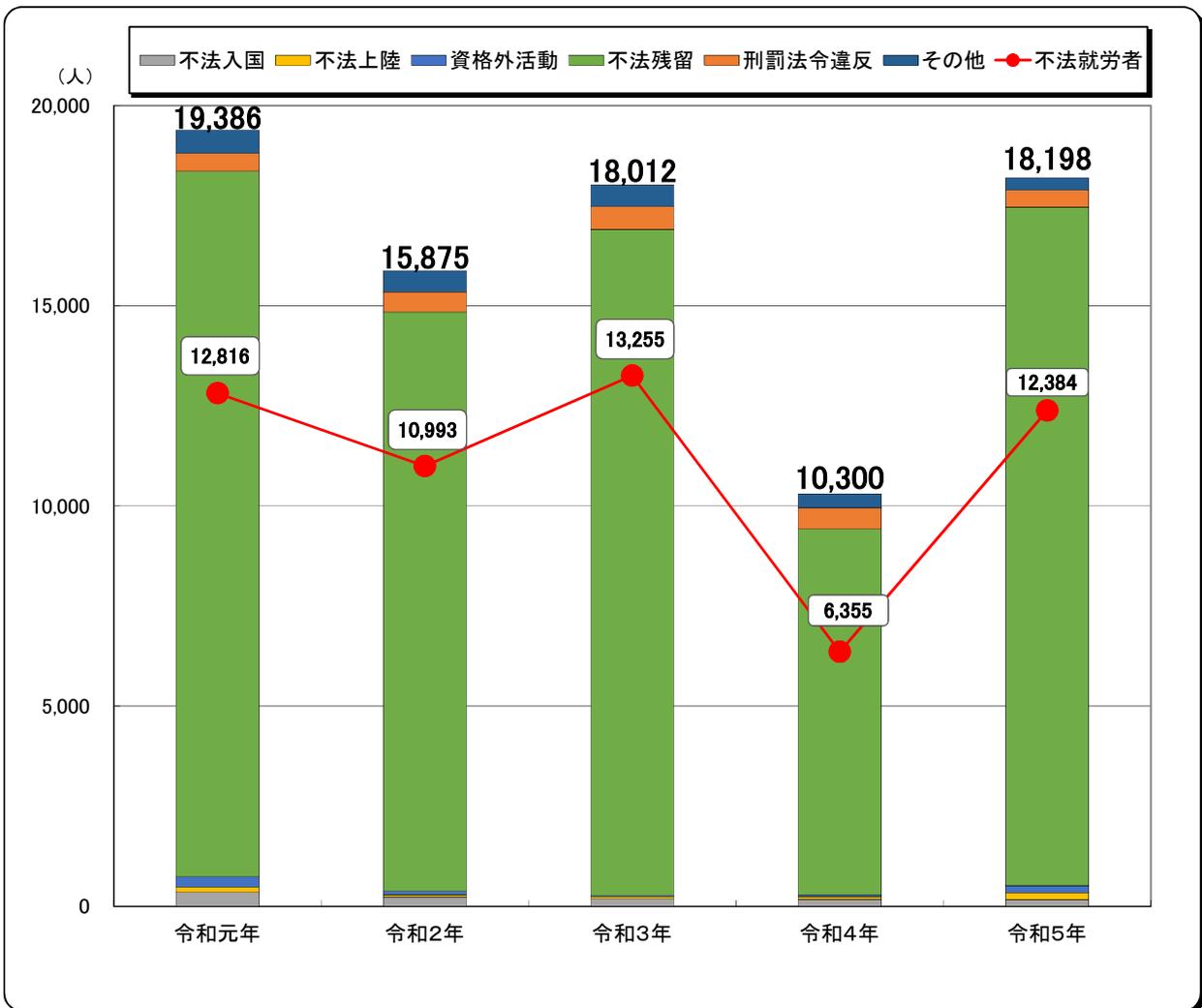
注)別表における構成比(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

別表1 入管法違反事件の推移

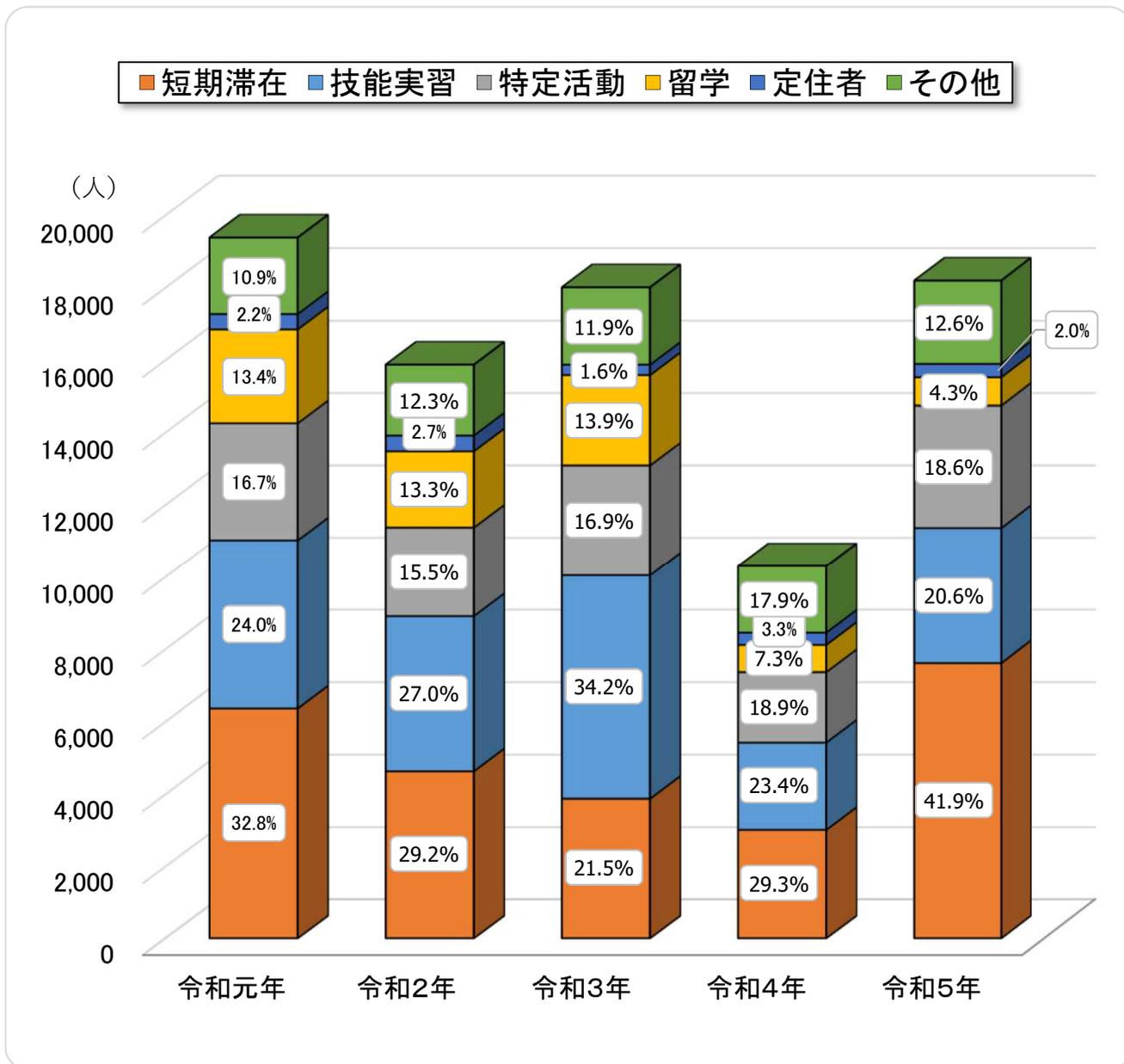
単位(人)

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
違反事由					
総数	19,386	15,875	18,012	10,300	18,198
不法入国	349	225	182	176	168
不法上陸	134	56	50	69	172
資格外活動	255	96	37	44	175
不法残留 (うち出国命令)	17,627 (8,713)	14,465 (6,874)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)
刑罰法令違反	448	504	574	527	422
その他	573	529	531	347	312

不法就労者	12,816	10,993	13,255	6,355	12,384
-------	--------	--------	--------	-------	--------



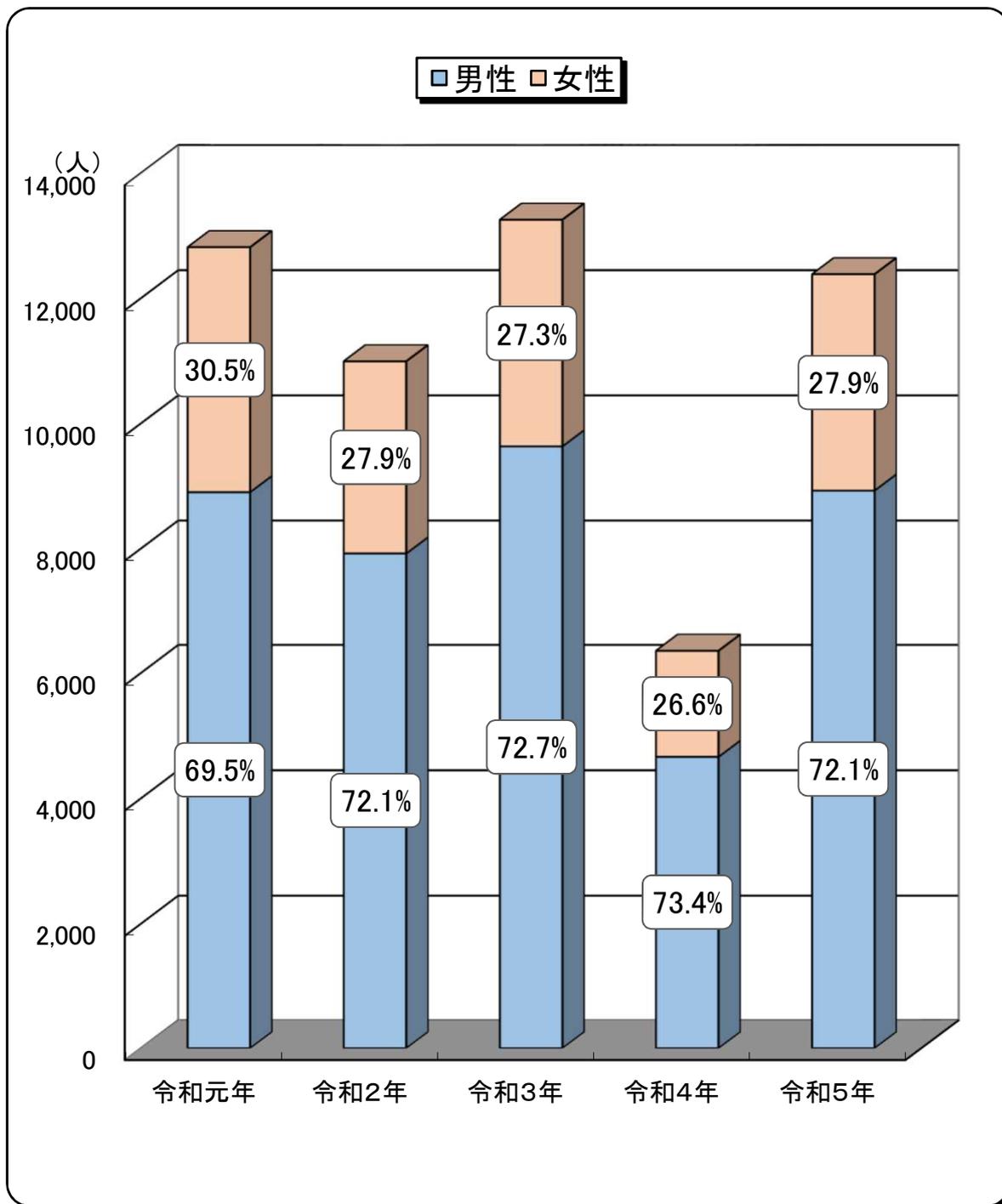
別表2 在留資格別・入管法違反事件の推移



単位(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	19,386	15,875	18,012	10,300	18,198
短期滞在	6,367	4,635	3,879	3,019	7,616
技能実習	4,651	4,279	6,165	2,406	3,746
特定活動	3,238	2,460	3,047	1,943	3,383
留学	2,594	2,109	2,496	751	783
定住者	425	435	287	339	369
その他	2,111	1,957	2,138	1,842	2,301

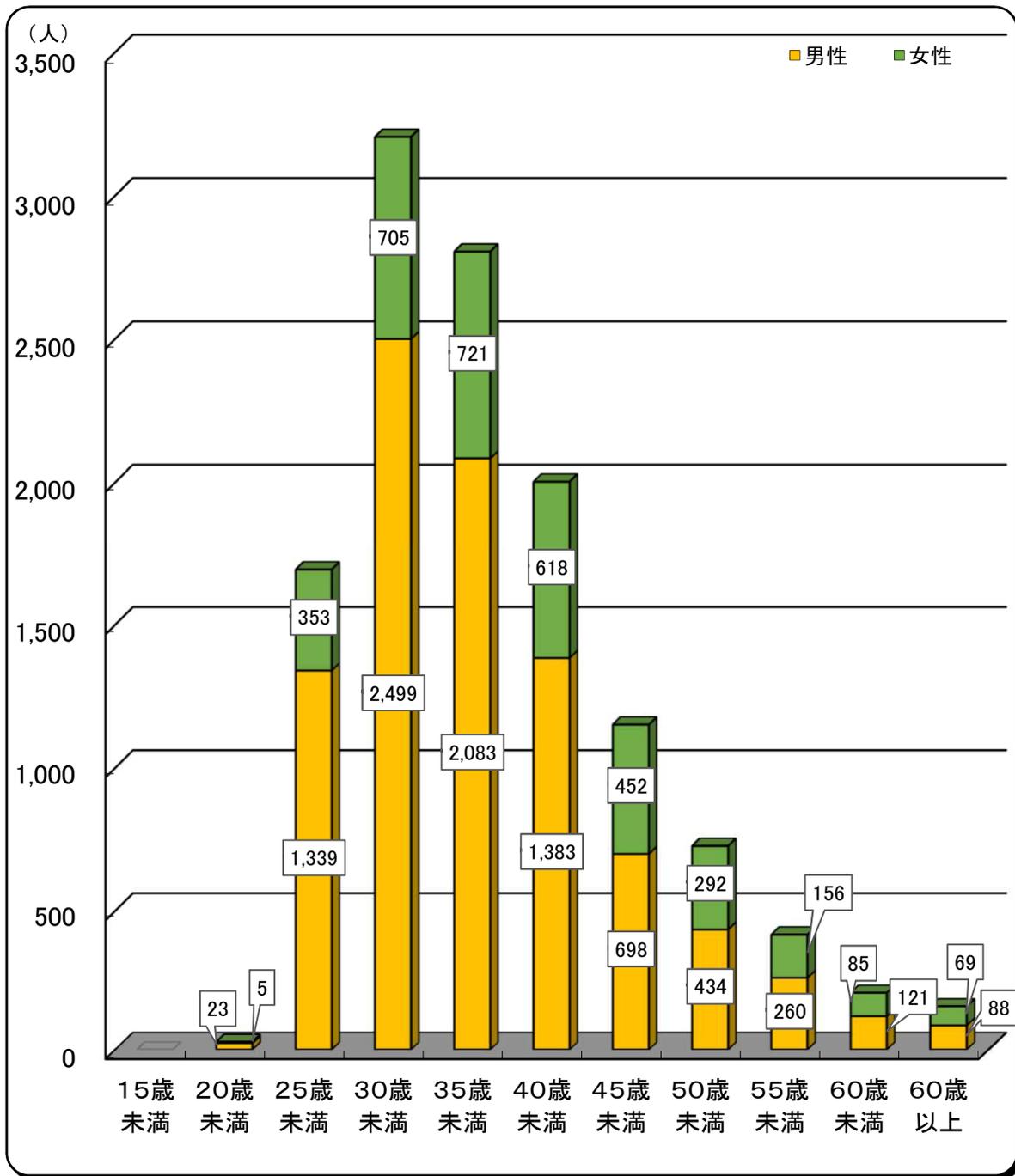
別表3 不法就労者数の推移



単位(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	12,816	10,993	13,255	6,355	12,384
男性	8,903	7,923	9,634	4,664	8,928
女性	3,913	3,070	3,621	1,691	3,456

別表4 不法就労者の年齢別構成



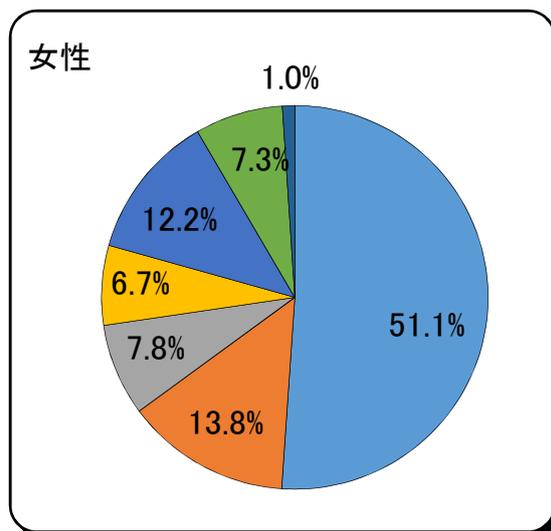
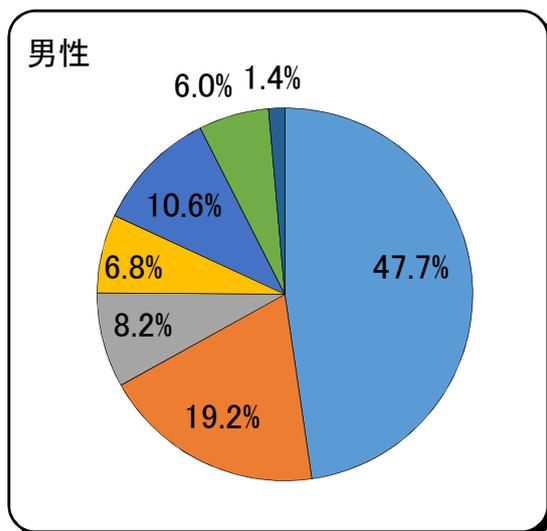
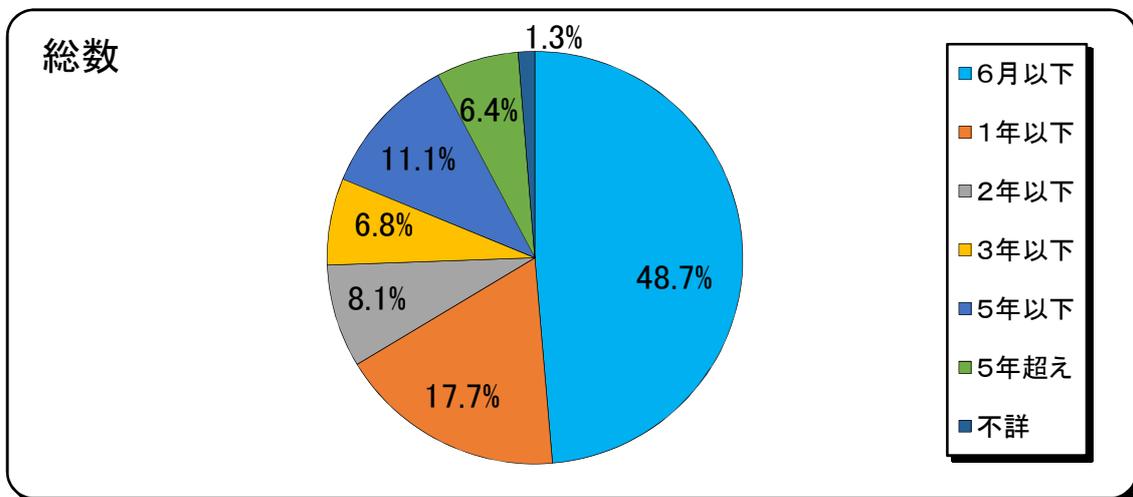
単位(人)

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上
総数	0	28	1,692	3,204	2,804	2,001	1,150	726	416	206	157
男性	0	23	1,339	2,499	2,083	1,383	698	434	260	121	88
女性	0	5	353	705	721	618	452	292	156	85	69

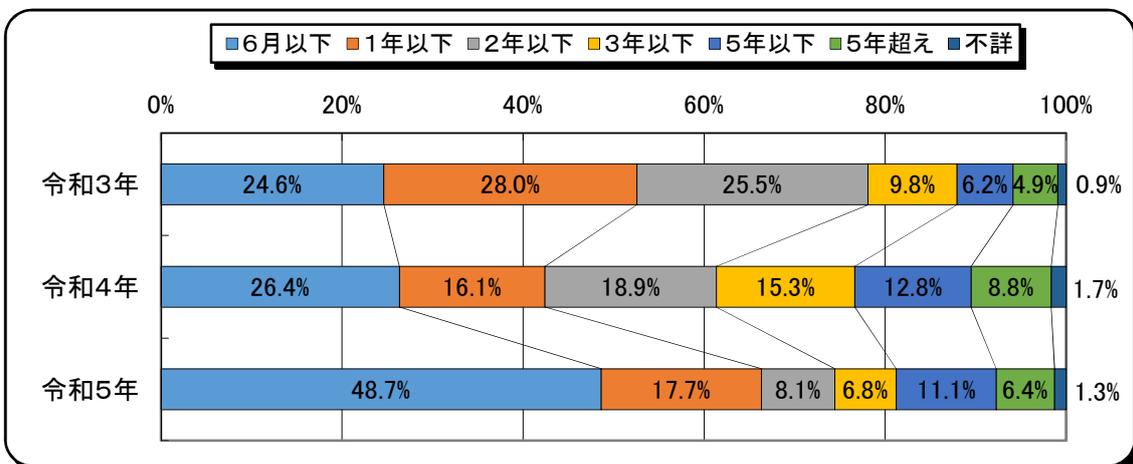
別表5 不法就労者の就労期間別構成

単位(人)

	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年超え	不詳	合計
総数	6,025	2,191	1,002	841	1,370	794	161	12,384
男性	4,259	1,714	734	609	947	540	125	8,928
女性	1,766	477	268	232	423	254	36	3,456



別表6 不法就労者の就労期間別推移



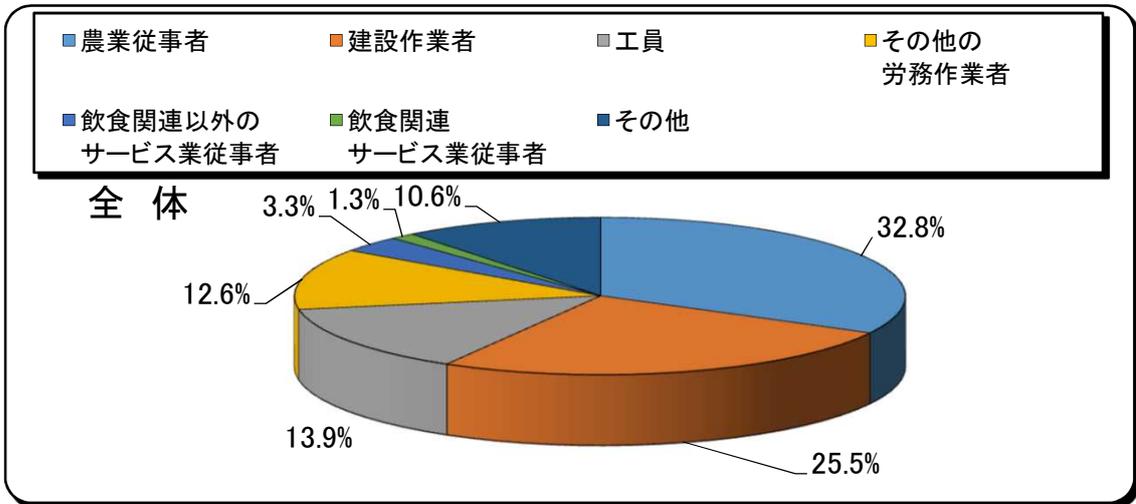
別表7 不法就労者の稼働場所別構成

		合計	男性	女性	単位(人)
総数		12,384	8,928	3,456	
1	茨城	2,748	1,698	1,050	
2	千葉	1,915	1,317	598	
3	群馬	1,333	917	416	
4	埼玉	1,172	938	234	
5	愛知	1,050	785	265	
6	東京	831	620	211	
7	大阪	530	470	60	
8	栃木	509	354	155	
9	神奈川	475	397	78	
10	兵庫	236	215	21	
11	三重	213	181	32	
12	長野	201	117	84	
13	岐阜	118	82	36	
14	静岡	106	77	29	
15	福岡	102	83	19	
16	山梨	91	74	17	
17	京都	55	46	9	
18	広島	53	41	12	
19	石川	45	42	3	
20	熊本	29	26	3	
21	北海道	27	23	4	
22	富山	25	23	2	
23	滋賀	24	15	9	
23	山口	24	17	7	
25	福島	22	17	5	
26	宮城	21	20	1	
27	沖縄	17	12	5	
27	岡山	17	16	1	
29	新潟	16	13	3	
30	奈良	15	14	1	
30	和歌山	15	14	1	
32	鹿児島	13	10	3	
33	福井	10	10	0	
33	大分	10	9	1	
35	岩手	8	8	0	
35	宮崎	8	7	1	
37	青森	7	4	3	
38	香川	6	5	1	
39	秋田	5	4	1	
40	鳥取	4	4	0	
40	愛媛	4	4	0	
42	島根	3	1	2	
42	佐賀	3	3	0	
44	山形	2	1	1	
44	徳島	2	2	0	
44	長崎	2	1	1	
47	高知	0	0	0	
	不定	262	191	71	

別表8 不法就労者の就労内容別構成

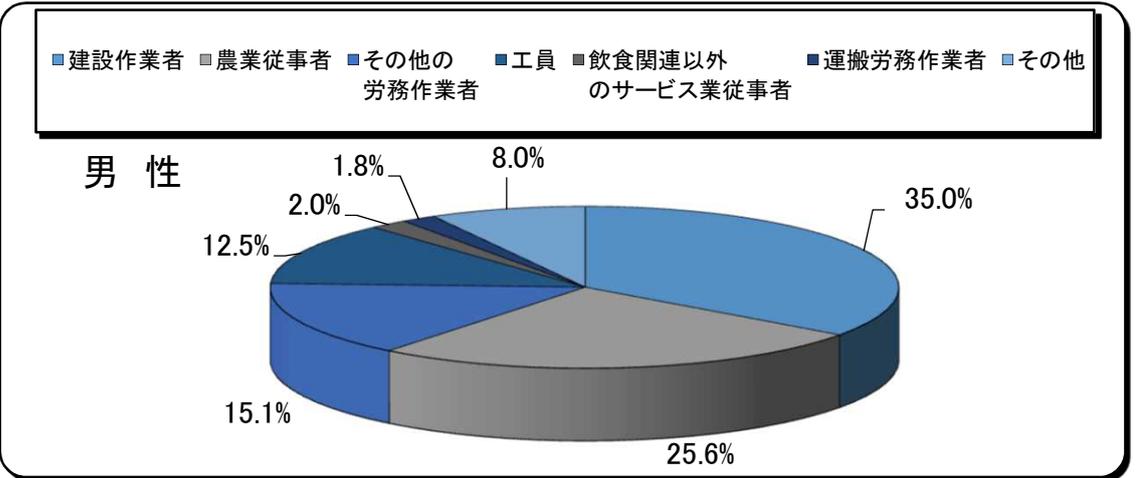
単位(人)

職種	農業従事者	建設作業	工員	その他の 労務作業	飲食関連以外の サービス従事者	飲食関連 サービス従事者	その他	総数
全体	4,066	3,160	1,717	1,555	414	162	1,310	12,384



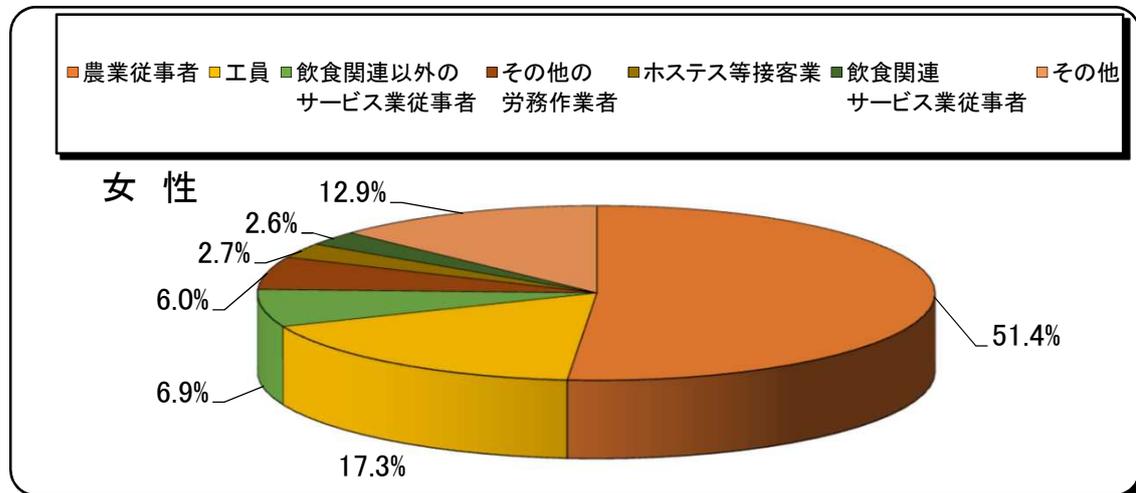
単位(人)

職種	建設作業	農業従事者	その他の 労務作業	工員	飲食関連以外の サービス従事者	運搬労務作業	その他	総数
男性	3,126	2,290	1,346	1,118	175	158	715	8,928



単位(人)

職種	農業従事者	工員	飲食関連以外の サービス従事者	その他の 労務作業	ホステス等接客業	飲食関連 サービス従事者	その他	総数
女性	1,776	599	239	209	95	91	447	3,456



別表9 不法就労者の就労内容別の稼働場所構成

単位(人)

職種 稼働場所	総数	農業従事者	建設作業者	工員	その他の 労務作業者	飲食関連以外 のサービス業 従事者	飲食関連 サービス業 従事者	その他
総数	12,384	4,066	3,160	1,717	1,555	414	162	1,310
茨城	2,748	1,973	308	180	142	37	15	93
千葉	1,915	842	431	205	174	65	28	170
群馬	1,333	359	251	473	136	22	4	88
埼玉	1,172	218	450	168	163	36	18	119
愛知	1,050	75	405	176	201	39	16	138
東京	831	25	293	64	119	82	50	198
大阪	530	11	141	56	214	20	4	84
栃木	509	204	97	94	55	14	6	39
神奈川	475	8	220	40	91	26	9	81
兵庫	236	5	127	35	27	5	0	37
その他	1,585	346	437	226	233	68	12	263

注) 稼働場所は上位10都府県

別表10 不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成

単位(人)

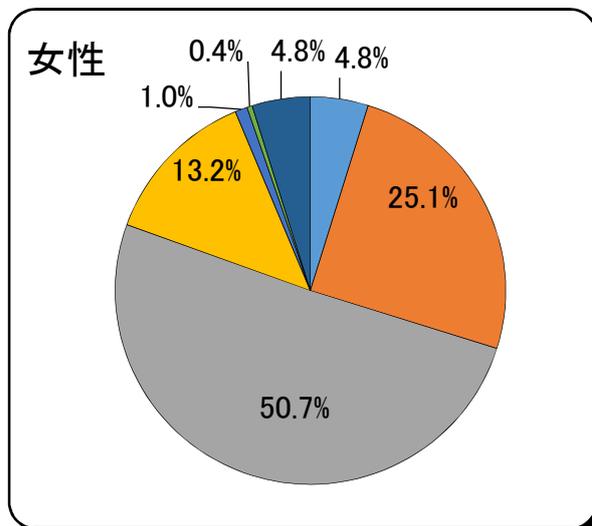
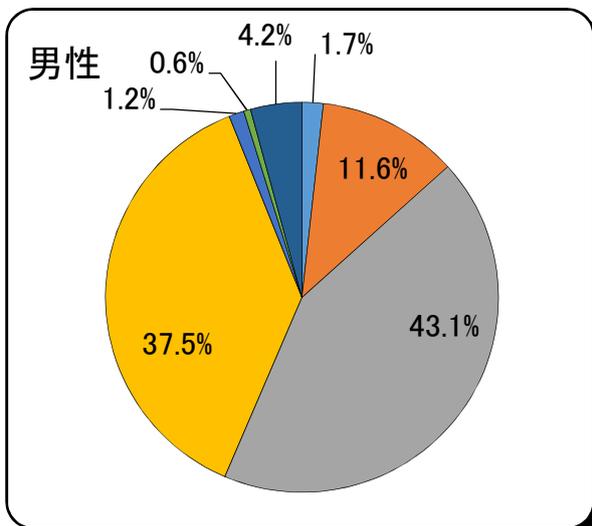
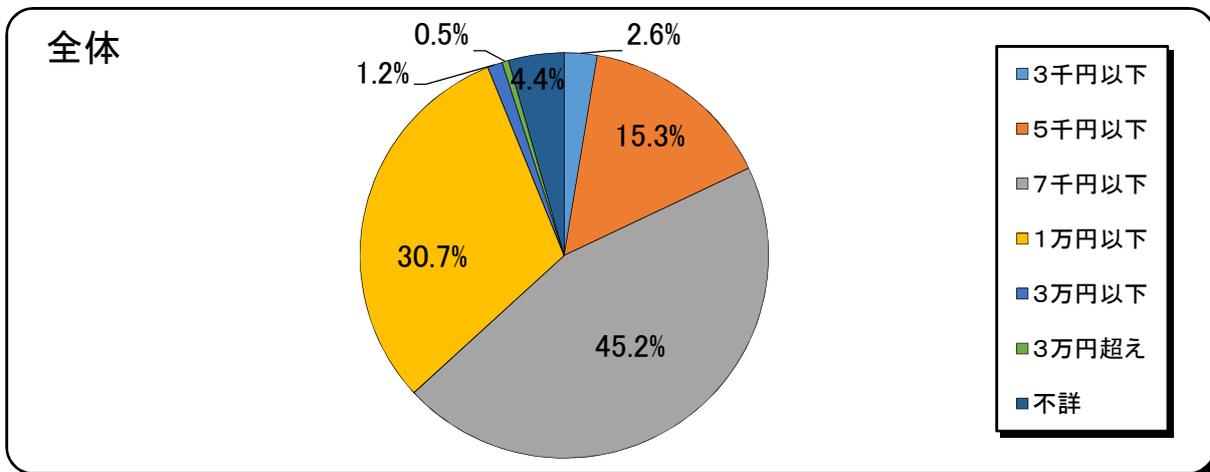
国籍・地域 稼働場所	総数	ベトナム	タイ	中国	インドネシア	カンボジア	フィリピン	ネパール	スリランカ	韓国	ウズベキスタン	その他
総数	12,384	5,530	2,691	1,315	829	671	495	228	176	90	60	299
茨城	2,748	605	1,292	240	331	135	49	18	43	7	0	28
千葉	1,915	603	727	252	39	50	127	21	33	11	5	47
群馬	1,333	760	119	26	79	240	47	41	6	3	0	12
埼玉	1,172	684	156	120	37	56	35	20	14	2	14	34
愛知	1,050	596	16	132	145	3	58	29	14	1	0	56
東京	831	421	49	207	9	4	32	18	5	24	26	36
大阪	530	416	6	64	5	0	6	2	0	23	1	7
栃木	509	222	103	8	34	57	26	32	23	0	0	4
神奈川	475	206	21	81	6	82	35	10	10	3	3	18
兵庫	236	198	0	26	0	0	2	0	0	2	2	6
その他	1,585	819	202	159	144	44	78	37	28	14	9	51

注) 稼働場所は上位10都府県

別表11 不法就労者の報酬(日額)別構成

単位(人)

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	321	1,899	5,602	3,806	145	66	545	12,384
男性	156	1,033	3,850	3,350	110	51	378	8,928
女性	165	866	1,752	456	35	15	167	3,456



別表12 不法就労者の報酬(日額)別推移

